

平成 28 年度
第 1 回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会
議 事 概 要

日 時：平成 28 年 6 月 17 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分
場 所：咲洲庁舎 20 階（まち側）会議室
出席者：増田部会長、花田委員、遠藤委員、佐久間委員、鍋島委員、三輪委員

1 開 会

2 議事概要

会議の公開・非公開について審議した結果、原則として公開するが、事業選定にかかる審査については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため非公開とすることを決定した。

議題 1 環境保全活動補助金事業の審査について（資料 1）

申請のあった 10 件について、事務局から申請内容等の説明及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに 5 点の配点で審査。

【審査基準】

- ① 府の環境保全・創造に寄与すると認められること。
- ② 府民の自主的な環境保全活動につながる波及効果が期待されるなど、成果が広く府民に還元されること。
- ③ 適切かつ効果的な事業手法がとられていること。

本補助金の交付を 3 回以上受けた実績のある団体については、あわせて過去に補助した直近 3 回分の事業の評価を行った。

各審査委員の評価点の合計点数の平均点（少数点以下第 1 位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、高得点の事業から予算の範囲内で採択した。審査にあたっては、評価点の下限値（評価点小計の平均点 8 点）を定め、その点数に満たないものは採択しないものとした。

審査の結果、申請のあった 10 件すべてを採択した。なお、上位 5 事業については申請額どおりで採択し、下位 5 事業については予算の範囲内で申請額を減額して採択した。

議題 2 実感できるみどりづくり事業について（資料 2）

○事務局からの説明

- ・新規事業「実感できるみどりづくり事業」の募集に向け、事業者認定や補助事業の考え方（案）を提示し、委員に意見を求めた。

- ① 緑陰空間を整備し、かつ緑化活動を展開しようとする企業等の民間事業者を「実感できるみどりづくり事業者」として認定
- ② 認定を受けた者を対象に、緑化施設の整備及び緑化活動にかかる経費の一部を補助。

○委員の主な意見

- ・事業者の認定および補助事業は2段階審査となる。
認定だけ受けるのも可なので、積極的に認定を受けていただいたらよい。
- ・認定を受けた事業者に対して補助するだけでなく、これにプラス来年度から、認定と同時に、緑化活動がなされた街区の中で、他の事業者が緑化整備を行う場合についても補助できるような枠組みを考えてほしい。
- ・募集にあたって、「認定を受けた者が地域普及活動を行った結果、他の事業者が緑化整備を行う場合についても補助事業を検討する」という一文を入れることができないうか。
- ・まず、事業認定と認定者への補助が今年度動いて、来年度からはその街区内で、手を上げる事業者が出てきたらこの制度の効果が発揮したという話になる。
一文入れておくほうが、この委員会としては総意として、そういう方向でぜひ検討してほしい。（庁内調整が必要なことから、事務局で検討する旨回答）
- ・この案件については、欠席した委員にも説明、意見を聞いておくようお願いする。

議題3 その他

(1) 今後のスケジュールについて（資料4）

事務局から今後のスケジュールについて説明。

3 閉会

以上